



佐賀県公報

平成17年
4月25日
(月曜日)
第 12597号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

(二四一・こども課) 一

○青少年に有害な図書等の指定

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称及び所

(二四二・長寿社会課)

在地の変更

(二四三・ ")

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止

(二四四・道路課)

○道路の区域の変更

(二四五・ ")

○" "

(二四六・ ")

○道路の供用開始

(二四七・ ")

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課)

○" "

(まちづくり推進課)

○都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

(農地整備課)

○特定非営利活動法人の定款変更認可

(農地整備課)

○土地改良区合併認可

(農地整備課)

○土地改良区の定款変更認可

(農地整備課)

○県営川登地区土地改良事業計画決定

(農地整備課)

○県営江北地区土地改良事業計画決定

(農地整備課)

○換地処分

(農地整備課)

●佐賀県告示第二百四十一号
(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号) 第十三條

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-13	グラビアコミック ドキッ！スペシャル 5月号	株竹書房	16611-5	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助长し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-14	COMIC 快楽天 5月号	株ワニマガジン社	13877-5	
"	17-15	@本当!浮気妻のH話 Vol.11 5月号	株バウハウス	11495-05	
"	17-16	ガチンコ No.21 5月号	若生出版株	12811-05	
"	17-17	鬼撮 本当に凄かった!! 秘密のH話 Vol.3 ほんとうにこわい嫁・姑 5月号増刊	宙出版	08158-05 ①-6/2	
"	17-18	ザ・ベストマガジンスペシャル No.142 5月号	KKベストセラーズ	14077-5	
"	17-19	new urecco 5月号	ミリオン出版株	01851-05	
"	17-20	月刊 メルフレ ポンバー 5月号増刊 VOL.04	KKベストセラーズ	08514-05 ①-2005.6/9	
"	17-21	GOKUH No.166 5月号	株バウハウス	03797-05	
"	17-22	月刊バチエラー [BACHELOR] 5月号	株ダイアプレス	07537-05	

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。
平成十七年四月二十五日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第二百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年四月二十五日

佐賀県知事 古川康

サービスの種類	名 称	所在 地	変 更 年 月 日	道路の種類 及び路線名	
				区	間
指定通所リハビリテーション	新 医療法人謙仁会 山元記念病院通 所リハビリテーション	伊万里市二里町八谷搦 八八番地四	平成一七・四・一	伊万里市松浦町大字山形字下高 尾五二一一番二地先から	後の別 変更前
旧 医療法人謙仁会 山元外科病院通 所リハビリテーション	新 伊万里市二里町八谷搦 一三番地五			伊万里市松浦町大字山形字南谷	メートル員
新 ショーン事業所				伊万里市松浦町大字山形字下高 尾五二一一番二地先から	延メートル長

●佐賀県告示第二百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十七年四月二十五日

佐賀県知事 古川康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
痴呆対応型共生生活介護	グループホームマークルくらのうえ	鳥栖市藏上三丁目三〇四番地	平成一七・三・三一

●佐賀県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年四月二十五日から平成十七年五月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十五日

佐賀県知事 古川康

一般国道 四九八号	前	後	変更前 メートル員	道路の種類 及び路線名	
				区	間
伊万里市松浦町大字山形字下高 尾五二一一番二地先から	四九二二番一地先まで	四九二二番一地先まで	五九・六	五九・六	五九・六
伊万里市松浦町大字山形字南谷			一二・二	一二・二	一二・二
			一八五・五	一八五・五	一八五・五
			一八五・五	一八五・五	一八五・五

●佐賀県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を表示した図面を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年四月二十五日から平成十七年五月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十五日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変更前 後の別	幅 員 メートル	延 長 メートル
一般国道 111八五号	神埼郡三田川町大字田手字二ノ角一一九八番一地先から 神埼郡三田川町大字田手字一本 松一五五九番地先まで	後 前	一九・〇 ~ 四・八	七一一一・一

供窓口)において縦覧に供する。
平成17年4月25日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日
平成17年4月4日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称 特定非営利活動法人 鳩離塾
(2) 代表者の氏名 指山 弘養
(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、佐賀県内外における起業家精神の發揮とベンチャーエンターテイメント等創出及び地域情報活性化のための環境構築を図るために、これらに關わる産官学関係者及び一般社会人や地域住民の人々に対して、人材育成、各種相談・調査、研究開発、情報収集・発信・交流等に関する事業を行ひ、地域経済界及び教育界の発展に寄与することを目的とする。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥栖田代線	鳥栖市桜町字清水ヶ本一四二一七番九地先から 鳥栖市桜町字清水ヶ本一四五二一番七地先まで	平成一七・四・一日

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次とおり公告する。

関係書類は、平成17年6月13日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年4月25日

佐賀県知事 古川 康

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次とおり公告する。

関係書類は、平成17年6月6日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提

1 申請のあった年月日
平成17年4月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

平成17年4月25日(月)

(1) 名称 特定非営利活動法人 さが西部市民活動サポートセンター・フロンティア	この法人は、ドメステイック・バイオレンス、子どもへの虐待、性暴力、犯罪その他の被害者やその家族等に対して支援を行い、誰もが今いるその場所で、安全に安心して暮らす権利を保障する社会の実現を目的とする。
(2) 代表者の氏名 林田 昭治	
(3) 主たる事務所の所在地	佐賀県鹿島市大字高津原3861番地14
(4) 定款に記載された目的	この法人は、福祉・環境・まちづくりの推進をはじめとする様々な分野における特定非営利活動を行う団体や地域ボランティアに対して、その活動を支援・育成し、団体の運営又は活動に関する連絡・調整又はコーディネートの活動を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年6月7日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年4月25日

1 申請のあつた年月日	平成17年4月7日	佐賀県知事 古川 康
2 申請に係る特定非営利活動法人	(1) 名称 特定非営利活動法人 被害者支援ネットワーク佐賀VOISS (2) 代表者の氏名 田口香津子 (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1313番地 (4) 定款に記載された目的	都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 平成17年4月25日 佐賀県知事 古川 康
1 都市計画事業の種類及び名称	有田都市計画土地区画整理事業	都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 平成17年4月25日 佐賀県知事 古川 康
2 縦覧場所	佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課	都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 平成17年4月25日 佐賀県知事 古川 康
1 都市計画事業の種類及び名称	有田都市計画道路 8・6・1号 東の前線	都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 平成17年4月25日 佐賀県知事 古川 康
2 縦覧場所	佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課	都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 平成17年4月25日 佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年

4月1日佐賀市土地改良区の定款の変更を認可した。
平成17年4月25日

平成17年4月25日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成17年4月1日次のとおり土地改良区の合併を認可した。

平成17年4月25日

佐賀県知事 古川 康

- 1 合併後存続する土地改良区
佐賀市土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区
兵庫土地改良区
鍋島土地改良区

平成17年4月25日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）川登地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年6月13日までに佐賀県武雄農林事務所（郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地）に提出してください。

平成17年4月25日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）江北地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間
平成17年4月26日から平成17年5月27日まで

3 縦覧の場所
江北町役場

平成17年4月25日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）川登地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年4月25日

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年四月二十五日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 定 日 発 行 所
株 毎 週 月 水 金 曜 日
古 川 総 合 印 刷 日